

「部落史の見直し」と人権教育

平成20（2008）年3月に刊行した、人権教育の手びき 第49集『人権教育指導資料集～人権教育における部落問題学習の展開～』の第4章「部落史の見直し」が問いかけるもの」をもとに再構成しています

はじめに

奈良県教育委員会が、平成3（1991）年度に『同和教育の手びき』第34集で「部落史の見直し」を提起してから16年が経過しました。この間、平成5（1993）年に同和問題関係史料センターを開所し、関係史料の調査・収集・研究を行い、史料センターの刊行物や史料展示などを通して、その成果の周知に努めてきました。また、平成12（2000）年度には、それまでの研究の成果の中間的なまとめとして『奈良の被差別民衆史』を刊行しました。



史料センターで収集された史料

ここでは、「部落史の見直し」の概要を説明するとともに、部落問題学習を展開するにあたって基礎となる考え方や視点について、「部落史の見直し」の成果を踏まえて述べていきます。

なお、以下の内容は指導者に部落問題に対する認識をより深めていただくためにまとめたものです。教材化にあたっては、各学校・地域の現状や課題、児童生徒の発達段階等に留意してください。

1 なぜ「部落史の見直し」を提起したか

1では、これまでの教育の歩みを確かめながら、平成3（1991）年度に奈良県教育委員会が「部落史の見直し」を提起するにいたった経緯や背景について述べていきます。

- (1) 第二次世界大戦後の奈良県では、日本国憲法や教育基本法の理念を実現するために、人権の尊重や自他の敬愛・協力に基づく人間関係をつくろうという教育が進められていきました。こうした望ましい人間関係を形成する上で重要な課題となったのは部落差別を解消することでした。部落差別は児童生徒の生活に影響を与え、望ましい人間関係の形成を妨げることは明らかであったからです。また、長欠・不就学の児童生徒が多数存在するという、国民の教育を受ける権利について定めた憲法第26条に反する現状も早急に解決されなければなりませんでした。

(2) このために、昭和20年代の中頃から憲法や教育基本法のもと、社会の民主化を進めるなかで部落問題の解決を図ろうとする同和教育の理念が提起されていきました。また、長欠・不就学については、部落を校区に含むいくつかの中学校で夜間学級が開かれたり、長欠・不就学に対応するための教員が配置されるなど様々な努力がなされていきました。

(3) 一方日本経済は、昭和20年代後半から戦後の混乱を徐々に抜け出し、同30年代には高度成長が始まっていきますが、このような社会変化のなかで部落と周辺地域の格差は際立つものとなり、その解消が急がれるようになりました。解消を目指す取組が進むなかで、部落と周辺地域の格差は政治的に作り出されたものであるとするとともに、部落問題を解決するためには、こうした格差を解消することが緊急にして最重要の課題であるとする認識が、部落解放運動や同和教育の場にしだいに定着するようになりました。

(4) こうしたなか、昭和40(1965)年に同和対策審議会の答申が出されました。政府は、部落問題の解決を重要な政策課題と位置付け、同44(1969)年には同和対策事業特別措置法を定めて施策を展開しました。この法のもと、奈良県においても様々な同和対策事業が進められ、教育分野においては、奨学金制度を充実させたり、長欠対策の教員を前身とする推進教員を増員させたりするなどの施策が進められました。また、教育内容についてみると、次のような部落史認識が確立していきました。

※江戸時代初めの支配者が自己の権力の維持や安定のために最下層の被差別民を置いて分断支配を行った。被差別民は田畑や、生活に必要な権利をもつことを許されず、人の忌避する仕事を強要されたために、低位で悲惨な生活を余儀なくされた。明治時代になると、江戸時代の支配政策はなくなり、身分制度は法的に廃止されたが、差別をなくすための施策や教育が行われなかったために、民衆は差別意識を維持し続けた。

(5) 昭和44(1969)年に始まる同和対策事業は、その裏づけとなる法の名前は変化しながらも平成14(2002)年まで33年間にわたって続けられました。この長期にわたる取組によって、かつてみられた格差はほぼなくなり、部落を取り巻く環境は一変して、大きな成果をあげることができました。しかし、格差が解消に向かっても、部落に対する差別意識をなくすことはできませんでした。つまり、(4)にまとめたような、支配者の意図や部落の生活の低位性に基づいて部落問題を説明しようとする手法では差別意識をなくすには不十分であることが明らかとなったのです。部落差別とは何か、部落問題解決の道筋はどのようなものか、こうした基本的な問題が改めて問われることになったのです。

(6) 一方、昭和50年代から、県内各地で史料調査が進められ、これまでの部落史像を塗り替える新たな事実が次々にわかってきました。具体的な内容は2で詳しく述べますが、例えば、多くの田畑を有して豊かな農業経営を行っていたり、膠や履き物などの生産によって実業家として成功したり、あるいはこうした経済力を基盤に上級の学校に進学することのできた多くの部落住民がいたことです。しかし、こうした人々もまた差別意識に直面しました。このような歴史事実によっても、きびしい生活実態を示して部落問題を説明するという手法では、部落問題を理解できないといえるでしょう。

(7) 以上のような状況を踏まえて、奈良県教育委員会は、日本国憲法や教育基本法の理念を具現化し、部落差別を撤廃するためには、支配者の意図や部落の生活の低位性に基づいて部落問題を理解させようとした、それまでの学習の内容を見直し、新たな教育内容を創造する必要があると考えるにいたりしました。その一環として、平成元(1989)年度に同和問題関係史料調査委員会を設置し、関係史料の調査・収集を進め、史料からどのような事実を確かめることができるか精査していきました。その成果をまとめて平成3(1991)年度に「部落史の見直し」として提起したのです。

2 「部落史の見直し」の概要

2では「部落史の見直し」の概要を述べます。近年、全国各地で部落史研究が進むなか、新たな歴史像が次々と明らかになっていますが、これによって差別のありようは各地で多様であることがわかってきました。ここでは、平成3(1991)年度の提起以来、同和問題関係史料センターで進めてきた史料の調査・収集・研究の成果に基づき、大和国一奈良県における歴史を中心に、大きく明治時代以前と以後の2つに分けて述べていきます。

○明治時代以前の社会と差別問題

(1) 多様な被差別民衆

① 大和国一奈良県の各地域に残る史料を確かめていくと、部落(明治時代以前は細工・穢多などと呼ばれ、明治時代以後は細民部落・被差別部落などの呼称が用いられるが、時代に応じて表記を改めることは煩雑になると考え、以下においてもすべて部落と統一して表記する)も含めて、周辺地域から差別を受ける様々な人々が、遅くとも鎌倉時代から姿を現しています。こうした多様な被差別民衆の歩みは、そののちの室町・戦国・江戸時代へと続き、明治時代以降においても存在を確かめることができます。部落差別を理解するためには、こうした多様な被差別民衆の歩みについてもとらえておく必要があります。

② 多様な被差別民衆は、大和国では遅くとも鎌倉時代までには、興福寺・東大寺・法隆寺や春日社などの大きな寺院や神社の周辺に集落を形成していました。こうした被差別民衆も田畑をもって農業を営んでいたことは鎌倉時代から確かめられており、室町時代にはさらに多くの例が確認でき、しだいに農業を営む村としての基盤を固めていくと思われます。江戸時代になると、農業用水を使う権利や山林に立ち入る権利など様々な権利をもち、領主に対して年貢を納めるなどの義務を果たす村のひとつとして、史料のなかに姿を現すようになります。こうした農業にかかわる権利や義務といった側面では、周辺地域とほぼ同じような姿をもっていました。

③ 農業を営む村という点では変わりはなくとも、周辺地域の人々は、こうした多様な被差別民衆が、事故や災害、犯罪などが発生することによって乱れた地域の秩序を正常な状態にもどすことができる呪術的な力をもつと信じていたと思われま



大和万歳（『大和名所図絵』）

また、江戸時代の部落につながっていくと考えられる人々は、江戸時代以前は細工や河原者と呼ばれていましたが、履物の生産や清掃、斃牛馬の処理、庭園の造作などを行っていました。多様な被差別民衆は、農業を営むかわら、こうした役割を果たしながら、地域の経済や文化の一端を担っていました。

(2) 部落に生じた変化

① 被差別民衆の集落は、「旦那場」と呼ばれる領域のなかで呪術的な役割を果たしていました。部落のもつ「旦那場」は「草場」と呼ばれ、この範囲のなかで斃牛馬を無償で取得したり、寺社の法要や祭礼などの際に出店から売り上げの一部を取得（芝銭）したり、相撲や芝居などの興業の際の入場料の一部を取得（櫓銭）するといった権利を行使することができました。ところが、このうち斃牛馬処理は部落に大きな利益をもたらすようになりました。江戸時代になると、斃牛馬処理を通じて得られた皮革や肉、毛肥と呼ばれる肥料や膠などが商品として流通し、少なからぬ収入を生み出すようになったからです。この結果、周辺地域とくらべて高い経済力をもつ部落が出現するようになりました。

② 皮革に関連する商工業が発展した部落では、内部で人口が増えるとともに、外部から仕事を求めて多くの人が集まってくるようになり、著しい人口増加が

生じることになりました。移り住んできた人々は、田畑をもたず、商工業の経営にあたる有力者のもとで賃労働に従事していましたが、収入の増減の変化が大きく、不安定な生活状態にあったと考えられます。このような事態は他の被差別民衆の集落には生まれず、部落にだけみられた変化であったといえます。

- ③ ①で述べたように、部落は、農業を営みながら、「草場」の範囲で呪術的な役割を果たすことで地域のなかに位置づいていました。しかし、その呪術的な役割の1つである斃牛馬処理が多く利益をもたらしたため、部落の人口を増加させ、生活の様相を変化させていったのです。そうした変化は、農業を基盤とした周辺地域の人々には違和感を与えることになっていったと考えられます。

(3) 周辺地域の人々の意識の変化

- ① 一方、江戸時代中期以降になると、商工業の発展や交通の整備などによって、江戸時代以前の町や村のつながりを越えた広い地域の結びつきが生まれるようになります。しだいに広い世界を知るようになり、ものごとを合理的に考えようとする態度や思考が人々の間に育っていくようになったのです。多様な被差別民衆は、江戸時代以前の町や村のつながりのなかで呪術的な役割を果たしてきたのですが、江戸時代中期以降、広い地域の結びつきが重要な位置を占めるようになると、しだいにその役割の意味が理解されなくなります。

- ② 例えば、正徳4(1714)年の7月と8月の2度にわたって来襲した台風のために、大和国内が深刻な凶作にみまわれたことがありました。この時、大和国内の多くの村々は儉約を申し合わせ、これまで村の運営に必要とされていた経費の見直しを進めました。この結果、部落への「芝銭」を廃したのをはじめ、被差別民衆に支払われていた費用を節減することになったのです。これらは本来は地域の安定のために必要と信じられていた呪術的な役割を果たしたことに對する出費であったのに、周辺地域はこれを無用のものと考え始めていたことが背景にあったと思われます。このように周辺地域の人々の意識が変化するにつれて、被差別民衆が担っていた役割のうち、周辺地域がなお地域の生活のために必要と考えていた一部の役割（例えば、部落による斃牛馬の処理など）は、その後も続けられるものの、多くは周辺地域から必要でないものとして否定されていったのです。

- ③ このような変化のなかで、周辺地域の人々がもっていた、被差別民衆が呪術的な力をもつという観念はしだいに希薄化していったと思われます。しかし、周辺地域とは異なる集落であるとする意識はそののちも存続していきました。②に述べた正徳4(1714)年を起点にすると、およそ200年余り後ということになりますが、大正4(1915)年に奈良県が調査を行ったときに、周辺地域の人

々が部落に対して「何トナク」異なっているという感覚をもっている」と記した調査者がいました。大正時代になると、もはや確かな理由はわからなくなっていたのですが、周辺地域の人々が、部落について、どことなく違うと感じている様子を、調査者がこのように表現したと思われます。こうした明確に説明のつかない意識は今日に至ってもなお払拭できておらず、被差別民衆に対する差別意識の根底に存在しているのではないかと思います。

- ④ 部落の場合は、(2)の②で述べたように、江戸時代後半には田畑をもたず不安定な生活状態にある人々が数多く存在する集落が出現するようになりました。もっとも、そうした部落においても、田畑をもち、安定した生活を営む人々も少なからず存在し、また、商工業の発展しなかった部落は農業を中心とした安定した経済状態にありました。このように部落は多様な生活様式をみせるようになっていたのですが、商工業の発展した部落の景観が周辺地域とはかなり違ってくることによって、部落を異なる集落とする意識がより強まり、強固な差別意識を形成していったと思われます。

○明治時代以後の社会と差別問題

(4) 解消されない差別

- ① 政府が進める「四民平等」の方針のもと、明治4(1871)年に「解放令」が出され、「穢多非人等」の呼称が廃され、「身分職業」ともに「平民同様」であることが明らかにされました。これによって差別的な取り扱いを行ってはいならないことが法的に明確にされました。しかし、(3)で述べたような異なる集落とする意識を法によって改めることはできず、多様な被差別民衆への差別が続きました。



奈良県の布達した「解放令」

- ② 明治43(1910)年に当時奈良県の内務部長の職にあった小原新三が、奈良県における部落差別撤廃の取組について報告し、このなかで、奈良県における部落差別のきびしさとともに、部落以外の被差別民衆についても取り上げ、周辺地域の人々が強固な差別意識をいだいていると述べています。また、歴史学者の喜田貞吉は、それまで見落とされがちであった多様な被差別民衆の歴史にも光をあてようと考え大正8(1919)年に『民族と歴史』という雑誌を発行し、多様な被差別民衆の歩みを掘り起こしていきました。ここでも、奈良県が多様な被差別民衆への差別が取り上げられており、部落差別だけではなく、様々な

差別が生き続けていることが明らかにされています。

(5) 部落が直面した事態

- ① 「解放令」に先立って明治4(1871)年に斃牛馬の無償取得を否定する法が出され、部落がもっていた「草場」の権利は消滅することとなりました。しかし、いくつかの部落では明治時代以降も皮革や膠、履き物関連の商工業が発展し、周辺地域にはみることのできなような経済的な活況が生まれました。仕事を求めて多くの人が集まるようになり、江戸時代以上に急激な人口増加が生じていきました。



『民族と歴史』

- ② 皮革や膠、履き物関連の仕事に従事する人々の収入は好不況の変化に影響を受けやすく、時によっては生活難に直面することもありました。こうした人々の割合が多い部落では、小規模な住宅が増加し、衛生状態が悪くなるなどの変化が急速に進み、周辺地域との生活実態の差異が際立っていくようになりました。
- ③ 一方、商工業の発展しなかった部落では、人口増加や生活環境の悪化などといった状況は生まれず、周辺地域とほとんど差のない景観のなかで住民の暮らしも落ち着いていました。商工業が発展した部落であっても、農業を営んできた古くからの住民の経済状態はほぼ安定したものでした。しかし、全体として経済的に不安定で周辺地域とは様相の違う集落とする部落像が広まってきました。明治30年代の後半から、県行政は部落問題解決のために、部落の生活風俗を改め、経済状態を改善しようと考え、多くの部落に矯風会を作っていました。こうした施策は行政や新聞などの手によって喧伝されましたが、このことも結果的に経済状態が不安定で生活実態にも問題があるといった部落像を定着させる一因となったと思われます。

(6) 部落差別をなくす取組

- ① 部落のなかの比較的富裕な層からは、事業に成功したり、上級の学校に進むことなどによって視野を広げる人々が出現します。明治時代の後半から、こうした人々を中心に、部落の状態を改め差別をなくしていこうとする部落改善運動が展開されるようになります。このような運動の経験を踏まえて、大正元(1912)年には大和同志会が結成され、同11(1922)年には全国水平社が生まれました。初期の水平社運動は、周辺地域の人々のもつ差別意識を改めることがもっとも重要と考え、活発に活動を展開していきました。

② 大和同志会の取組については、かつては否定的な評価がなされてきました。しかし、大和同志会は、生活改善を進めるとともに、部落の住民に法や地域の秩序を守るように求め、集落としてのまとまりを部落のなかに回復するとともに、周辺地域の人々に対して、大和同志会の活動への理解と協力を



大和同志会の指導者たち

求め、地域社会に差別—被差別の関係を越えた新たな社会関係を生み出すことで差別をなくそうとしていました。結果的には大和同志会の活動によっても差別をなくすことはできませんでしたが、地域社会の関係を具体的に改めようとしたその手法は再評価されなければならないと思われま

③ こうした取組が進められても、周辺地域の人々がもつ差別意識をなくすことは容易ではありませんでした。しかし、大正デモクラシーの風潮が広まり、大和同志会や水平社の活動が活発になったことなどを背景に、奈良県行政も部落差別撤廃という課題により積極的



水平社の指導者たち（水平社博物館提供）

に取り組むようになりました。大正時代の後半からは各地で講演会が開かれるなど、周辺地域の人々に対する啓発活動も行われるようになり、学校教育のなかに部落問題についての学習を取り入れようという考え方も広まるようになります。また、次にみるように部落の生活や環境の改善についての取組も具体化していきます。

(7) 融和事業・同和対策事業の展開

① (5)の③で述べたように、奈良県では明治30年代の後半から部落改善に取り組むようになりますが、大正7(1918)年の米騒動を契機に政府の施策が充実してきたことを背景に、さらに共同浴場や道路の整備などの事業が実現していきま

しました。昭和10(1935)年には後の同和対策事業の前提ともなった「融和事業完成十箇年計画」が定められ、本格的な事業が開始されました。こうした事業は第二次世界大戦後の混乱によって一時中断を余儀なくされましたが、まもなく再開され、さらに、1の(4)で述べたように、昭和44(1969)年から同和対策事業特別措置法のもとで事業が展開されていくことになりました。

- ② 大正時代後半から行われた啓発活動は昭和時代に入っても活発に展開され、学校においては部落差別の撤廃を課題とした融和教育が開始されました。第二次世界大戦後においても様々な手法で啓発が行われ、また、日本国憲法と教育基本法のもとで同和教育が進められました。しかし、こうした手だてはとられたものの差別意識を解消することはできず、また、部落だけではなく多様な被差別民衆に向けられた差別意識についても解消されないままになっています。

3 人権教育の展開と「部落史の見直し」

2で述べてきたように、多様な被差別民衆に向けられた異なる集落とする意識の上に、部落については、生活が不安定で差異の大きな生活実態をもつ集落というイメージも加わり、今日の差別意識の重要な部分が構成されているのではないかと考えられます。3では、以上のことを踏まえて、人権教育において部落問題学習を展開する上で大切にしなければならない視点について述べます。

(1) 部落問題の相対化

- ① 2の(1)で述べたように、部落以外にも多様な被差別民衆の存在を歴史のなかに確かめることが可能であり、こうした集落への差別は今もなお解消されたとはいえません。また、第二次世界大戦後に展開された同和教育は多くの人権課題があることを明らかにしてきました。日本社会が内包するこのような多様な人権問題の1つとして部落問題を理解しない限り、その撤廃の道筋を明らかにすることはできません。
- ② また、1で述べたように、昭和20年代後半から始まる経済成長のなかで、部落と周辺地域の格差が大きくなったため、その是正を目指して多くの努力が集中的になされました。しかし、格差の解消がほぼ実現した現在においてもなお部落問題を突出した課題として取り扱う手法は改める必要があります。公教育においても、すべての児童生徒の人権意識を高めていく教育活動のなかに部落問題についての学習を位置付けて取り組む必要があります。
- ③ 人権教育は、人権尊重の精神を育てるために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動であり、こうした教育を進めることによって、多様な人権問題を解決する展望を得ることが出来ます。奈良県教育委員会は、「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画に基づき、平成12(2000)年度に「人権教育推進プラン」(学校教育編 社会教育編は同13(2001)年度)を策定し、さらに同19(2007)年度には「人権教育の推進についての基本方針」を定めて、これからの人権教育の理念と推進にあたっての方向性を示しました。部落差別の撤廃という課題もこうした人権教育のなかに位置付けるこ

とによって解決の道筋を見出すことができます。

(2) 地域のなかの部落問題

- ① 2で述べたように、多様な被差別民衆に対する差別意識は、それぞれの地域において被差別民衆と周辺地域の人々の関係が変化するなかで維持・再生産されてきたと考えられます。したがって、部落問題を経済的な格差と政治権力の意図によって理解させようとしたかつての教育の内容については見直す必要があります。人権意識を高めるために、児童生徒が地域の歴史や文化を学び、人権問題についてどのような課題があるかを確認していくことは重要なことです。ただし、文化や習俗の背景や意味、差別意識との関係などについて、児童生徒が直接的に理解することには困難があり、児童生徒の発達段階に留意しながら学習を進めることが必要です。
- ② 具体的には、地域の課題や歴史を教材化し、児童生徒が人権問題と自らとのかわりを学び、その解決に向けて創造的に取り組む態度を育てることが重要です。地域の歴史や文化に関心を寄せ、課題の解決に取り組む態度を養うことは、部落問題を理解するための基礎的な力を育てることにつながると考えられます。

おわりに

「部落史の見直し」は、単に史実に即して歴史を見直そうということだけではありません。1でも述べたように、人権尊重の精神を高め、人権問題の解決に主体的に取り組んでいこうとする児童生徒を育てるための、新たな教育内容を創造する取組の一環として進めてきたものです。今後もさらに「見直し」の作業を進めながら、人権問題についての理解の深化に努め、より豊かな教育内容を創り出していかなければなりません。